図書の記号・番号	福祉 301

番号	訂正箇所 ページ	訂正箇所 行	原文	訂正文
1	28	かこみ	**社会福祉法** **【地域福祉の推進】** 第４条　地域住民，社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は，相互に協力し，福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み，社会，経済，文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように，地域福祉の推進に努めなければならない。	**社会福祉法** **【地域福祉の推進】** 第４条　地域住民，社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は，相互に協力し，福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み，社会，経済，文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように，地域福祉の推進に努めなければならない。

図書の記号・番号	福祉 301

番号	訂正箇所 ページ	訂正箇所 行	原文	訂正文
2	65	13-14	第３次 **障害者基本計画**(2013～2017年度)が策定された。	第３次 障害者基本計画(2013～2017 年度)が策定された③。 (p.65 に側注③を挿入) ③さらに，2018 年には第４次障害者基本計画（2018～2022 年度）が策定された。この計画の基本理念（計画の目的）は，共生社会の実現に向け，障害者が，自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し，その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援することである。

図書の記号・番号	福祉 301

番号	訂正箇所 ページ	訂正箇所 行	原　　文	訂　　正　　文
3	122	側注①	3割負担に引き上げられる。	3割負担に引き上げられた。
4	149	17-19	さらに，2018年度から，都道府県が国保の財政運営の責任主体となり，制度を安定化することとなっている。	さらに，2018年度から，都道府県が国保の財政運営の責任主体となり，制度を安定化することとなった。
5	214	側注①	2019年10月に8％から10％へ改定されることが予定されている。	2019年10月に8％から10％へ改定された。

図書の記号・番号	福祉 301

番号	訂正箇所 ページ	訂正箇所 行	原文	訂正文
6	225-226	社会福祉法第４条	**第４条**　地域住民，社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は，相互に協力し， 福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み，社会，経済，文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように，地域福祉の推進に努めなければならない。	**第４条**　地域住民，社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は，相互に協力し，福祉サービスを必要とする 地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み，社会，経済，文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように，地域福祉の推進に努めなければならない。